

令和 4 年 7 月 20 日

第82回世田谷区地域保健福祉審議会

午後 6 時28分開会

会長 第82回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

本日の審議会は、前回に引き続き、Z o o mと対面を併用して開催する。

3名の委員から欠席の連絡があった。

委員の変更について事務局から紹介願う。また、今年度初めての審議会であるので、組織の変更等があれば説明願う。

保健福祉政策部次長 まず、委員交代について説明する。

(委員の紹介、挨拶)

保健福祉政策部次長 続いて、人事異動により出席する区職員に変更があった。

(幹部職員の紹介及び組織改正説明、省略)

保健福祉政策部次長 資料の確認をする。

(資料確認、省略)

会長 議事に入る。

本日は、報告案件12件である。

報告(1)介護保険事業の実施状況について、事務局から説明願う。

(介護保険課長 資料1 介護保険事業の実施状況について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 8ページ、9ページの表について、世田谷区の場合は居宅が多いが、何か事情や理由はあるかお教え願いたい。

介護保険課長 区では、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、取組みを行っているが、その取組が反映されている可能性がある。

一方、世田谷区と全国を比較したところ、施設サービスの割合が低い。居宅の内訳には特定施設があり、有料老人ホーム等が該当するが、世田谷区ではこの割合が高い。国は特定施設を居宅サービスと位置づけているため、このような割合である。

会長 次の案件に進む。

報告(2)第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の取組状況について、
報告(3)令和4年度世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査の実施について、
事務局から説明願う。

(高齢福祉課長 資料2 第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保

険事業計画の取組状況について、資料3 令和4年度世田谷区高齢者
ニーズ調査・介護保険実態調査の実施について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 資料2、12ページの下から6、7行目、「地域支えあい活動団体は、参加者の高齢化や後継者不足、外出制限の長期化によるモチベーションの低下のため、廃止が相次いだ」と報告があったが、活動全体の何件、何%が廃止になったかお教え願いたい。

高齢福祉課長 13ページ、計画上は10団体ずつ増えていくが、令和2年度は616団体から598団体となった。これまで減少することがなかったため、これはコロナ禍においてなかなか活動できないことがあったと考える。

委員 10ページの4行目、まるごと介護予防講座のオンライン開催を試行したとあるが、どのように募集し、開催され、何をされたか詳しくお教え願いたい。

介護予防・地域支援課長 令和3年度は試行で実施したが、6回のまるごと介護予防講座のうち、3回は会場とオンラインで開催し、3回はオンラインで開催した。3回は会場に来ていただき、3回は自宅としたが、開催しても集まりがよくなかったため、反省点として、今年度は改めて試行で6回とも自宅で参加できるように改めた。

委員 資料2、12ページ、「シルバー人材センターでは生きがい就業を通して、外出の機会の提供を行った」とあるが、どのようなことが生きがい就業になっているのかお教え願いたい。

保健福祉政策部長 シルバー人材センターは大体3000人会員がおり、それぞれ自分がやりたいこと、どのぐらいの時間働きたいかという登録の仕方をしているが、生きがい就業は単発のものが多く、何か家庭の手伝い、例えば庭木の手入れ、表彰状の筆耕と、自分の得意な部分を使って短時間働く形が多い。

コロナの状況で活動は減っている。一方、自転車駐輪場のように、コロナがあろうがなかろうが常に働かなければいけない環境では、コロナの影響はなく、休めず働いていただいた。

委員 14ページ、認知症施策の総合的な推進で「『RUN伴(ランとも)せたがや』では、本人同士や本人を含む地域の様々な人が出会い、つながり合える場の創出を支援した」とあるが、どこが主体でやっているのか、今後はどういった広がりを見せていくのかお教え願いたい。

介護予防・地域支援課長 認知症の事業は認知症在宅生活サポートセンターに委託して

いるが、RUN伴（ランとも）せたがやはそこが主催で昨年度は10月に実施し、今年度は9月に予定している。あんしんすこやかセンターにも声をかけて進めていきたい。

委員 あんしんすこやかセンター全体に広がっていくと考えていいか。また、主体は認知症在宅生活サポートセンターと捉えていいか。

介護予防・地域支援課長 そのとおりである。今年度はあんしんすこやかセンターに声をかけていきたい。主体は認知症在宅生活サポートセンターである。

会長 次の案件に進む。

報告(4)せたがやノーマライゼーションプラン～世田谷区障害施策推進計画～の令和3年度実績の報告等について、報告(5)障害者（児）等に関する実態調査の実施について、事務局から説明願う。

（障害施策推進課長 資料4 せたがやノーマライゼーションプラン～世田谷区障害施策推進計画～の令和3年度実績の報告等について、資料5 障害者（児）等に関する実態調査の実施について説明、省略）

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 別紙5 - 3、23ページに「問52で『2 いいえ』とお答えの方におたずねします」とあるが、今回の選挙では不便さがあったので、投票した人にどのような不便があったか質問願いたい。

調査は郵送ですと思うが、高齢者の保護者が回答をポストへ投函する際、コロナで外出したくない、高齢で近くのポストまで行くのが大変だ、息子が帰ってきたら投函してもらおうとの意見もあったので、回収までの期間を十分取っていただきたい。

障害施策推進課長 投票でどのような不便があったかという項目は入れられるように検討する。

委員 令和元年度障害者（児）実態調査は何件ぐらいやり、何人……。

会長 途中で音声が切れたが、調査件数と回収の話か。

障害施策推進課長 聞こえた範囲内で回答する。前は令和元年度に調査を行い、今回は令和4年の秋に調査を行うが、障害者（児）は5000件程度と規模は同程度と考えている。

会長 回収率は分かるか。

障害施策推進課長 今、資料を持っていないため、後日調べて提供する。

委員 1点目は、別紙4 - 2、(6)障害児通所支援、 保育所等訪問支援の実績につい

て、令和2年度5件、令和3年度107件、令和4年度の計画は5件とかなり桁が変わる形で増加しているが、急遽充実を図ったのか伺いたい。

2点目は、令和4年度の実態調査について、高齢者の調査では、コロナの影響を聞くとのことである。障害者の計画でも、コロナ感染症の流行の長期化に伴い、新たに直面している生活面における困り事等を聞けるといいのではないか。

3点目は、別紙5-3、8ページ、問20「あなたは、どのような暮らしをしたいと思っていますか」に対して、「友達等と部屋をシェアするなどして共同生活がしたい」、「グループホームで仲間と暮らしたい」と暮らしの希望を聞いている。このようなものを聞くなれば、9ページ、問21「あなたが希望する暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか」にも、例えば心を通わせることができる友人、知人をつくりたい、交流したいというインフォーマルな人間関係も加えるとちょうど対応するのではないか。この調査は、公的な社会資源の充実やそのためのニーズ調査が目的だと思うが、ノーマライゼーションや社会的包摂を考えた場合、障害のある方が友人、知人を地域の中でつくる機会も大事になってくるので、その実態も把握するといいのではないか。

障害施策推進課長 1点目、保育所等訪問支援は、区の予定外の新規事業が立ち上がった影響で実績の数が大きく伸びている。

2点目、コロナの影響も調査に入れてはどうかであるが、内部でもう1回検討する。

3点目、問20、問21関連であるが、障害のある方の友人、知人を含めたインフォーマルな地域とのつながりが分かるような質問を考えたい。

会長 次の案件に進む。

報告(6)障害者の地域生活支援機能の強化について(国における地域生活支援拠点等の整備事業)モデル実施概要報告(案)、報告(7)世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例(案)について、事務局から説明願う。

(障害施策推進課長 資料6 障害者の地域生活支援機能の強化について(国における地域生活支援拠点等の整備事業)モデル実施概要報告(案)、
資料7 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例(案)について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 資料6について、緊急時バックアップセンターや専門サポーターを位置づけることで、本当に世田谷らしい支援の在り方が整備された。

2 ページ、4、緊急時バックアップセンターの概要、(1)利用対象に65歳未満と明記されているが、知的障害や幼い頃から障害があった方は障害分野のサービスを使い続けたいという気持ちが強いと思うが、柔軟な対応が可能なのか確認したい。

2 点目、資料7の条例については、多様性をずっと大事にしてきた世田谷区らしい障害関連の条例で、すばらしい検討をしていただいた。前文をつけ、条約との関係等も整理し、これから期待されるところであるが、当事者は立場によっていろいろな考えを持っているので、調整が難しいと思うが、今具体的に条例づくりで課題が残されていると事務局で考える点があればお聞かせ願いたい。

障害施策推進課長 1 点目、緊急時バックアップセンターの利用対象は、65歳未満の障害者または障害福祉サービス受給者証を所持している方である。65歳を超えても障害福祉サービスを使っている方がいることを前提としているため、「または」と並列にしている。受給者証を持っていれば、特段年齢は問わず相談をお受けしたい。一方、65歳未満と記載したのは、緊急時バックアップセンターがコーディネートする福祉サービス事業は障害福祉サービスのネットワークを使うので、介護保険のサービスをメインに使っている方のコーディネートまでは難しいからである。

2 点目、条例の課題については、今回の検討に当たり、手話言語も一緒に条例に入れて制定したいと考えていたが、当事者等から意見をいただき、それは別の形で検討し、次に向けて考えていくこととした。それから、今、区の条例はここまで検討してきたが、国では情報アクセシビリティに関する法律、東京都では手話言語条例を策定しているため、国や都の動きを見ながらという課題がある。

委員 条例については、区内の当事者の方たちの意見を改めて尊重願いたい。

障害施策推進課長 前回の実態調査の回収状況が分かったので報告する。令和元年度に行った実態調査では、障害者（児）には5500人に送り、回答は2053人、回収率は37.3%、事業者には500事業所に送り、回答は104事業所、回収率は20.8%であった。

会長 次の案件に進む。

報告(8)令和3年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告（速報版）について、事務局から説明願う。

（児童相談所長 資料8 令和3年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告（速報版）について説明、省略）

（児童相談支援課長 資料8 令和3年度世田谷区児童相談所運営状況（事

業概要)等報告(速報版)について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 1点は、43ページに児童相談所への意見・要望が7件あるが、どのような内容かお教え願いたい。

もう1点は、29ページ、(7)一時保護委託の児童数で学齢児が17人、うち他自治体の一時保護所への保護委託が9人とあるが、どのようなケースなのかお教え願いたい。

児童相談支援課長 児童相談所への意見・要望は、児童福祉司と話がしたい、もっと会いたい、家に戻りたいと処遇に関する要望が多い。

児童相談所長 一時保護委託の児童数の学齢児17人、うち他自治体の一時保護所への保護委託9人については、一時保護所の学齢児がいっぱい受けられない状況、また、特に非行関係の子は、他の一時保護所に移したほうが他の子どもとの関係性から望ましいと判断、他の児童相談所の一時保護所に委託したケースもある。里親への保護委託については、里親宅から学校に通学させる等柔軟な対応ができることからである。その他施設(医療機関等)への保護委託については、病院の要請で一時保護委託にしてほしい、虐待ケースについて保護者の同意入院になると、保護者の意向で退院させざるを得ないことがあるので、一定の縛りをつけるために一時保護委託の形を取っている例もある。

委員 19ページ、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用をしていることを拝見した。東京23区でも世田谷区は先進的に児相の設立と運営に取り組みられており、いろいろな苦労があったと思う。その中で、子ども家庭支援センターと児童相談所の両方が重層的に、のりしろ型支援で関わることにより、手厚く対応していくことがある一方、いろいろな人が、いろいろな形で関わっていくと、責任の所在がどこにあるのかが曖昧になりがちである。あくまで一般論であるが、どのように工夫して乗り越えるのか、取り組みや意見を頂戴したい。

児童相談所長 開設に当たり世田谷区の児童相談所で一番大事なところであり、開設準備時から子ども家庭支援センターと打合せを綿密にした上でスタートした中で、昨年度出てきた課題等を整理し、より適切なものになるよう取り組んでいる。

いろいろな機関が関わると責任の所在が曖昧になるとの話が出たが、主担当、副担当のどちらかが担うことを明確に定める仕組みで、必ず分かるようになっている。また、同じ地区を担当するため、毎月、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携会議がある。重複してまたがるケースについては、必ず毎月、情報共有、役割分担、主担当の確認等を実

施しているので、現在まで責任の所在があやふやになった課題等は出ていない。

会長 次の案件に進む。

報告(9)子ども・子育て支援計画の中間年の見直しにおける調整計画の策定とニーズ調査の実施について、事務局から説明願う。

(子ども・若者部長 資料9 子ども・子育て支援計画の中間年の見直しにおける調整計画の策定とニーズ調査の実施について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

(なし)

会長 次の案件に進む。

報告(10)世田谷区子ども・子育て会議子どもの権利部会の設置について、事務局から説明願う。

(子ども・若者部長 資料10 世田谷区子ども・子育て会議子どもの権利部会の設置について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 子どもの権利部会の設置はこの資料をとおして初めて知った。子ども施策や支援内容の質の向上をさらに目指すことが大きな目的だと思うので、子どもの権利部会の設置とその趣旨に強く賛成する。

平成24年の改正では、子どもを救済する第三者機関、「せたホッと」が導入され、大変効果を発揮していると思う。また、条例は自治体にとって憲法のようなものなので、様々な部署の壁を超えて、子どもの権利の視点を共有することにこれまで役立ってきたと思う。

今回の検討においては、子どもの権利の視点に即して、子ども施策、既存のサービス、支援内容のアップデートをどんどん促していく機能や、子どもたち自身が子ども条例があることを実感できる仕組みを学校等子どもの実生活でぜひ導入願いたい。また、2回目の条例改正、あるいは、子どもの権利条例、子どもの人権条例という形で、ぜひ強力にバージョンアップ願いたい。

会長 子どもの権利部会の委員をされている委員からも、コメント願いたい。

委員 児童福祉法が国会を通過して、令和6年からいろいろな取組みが入ってくるので、ここに参加しながら、子どもたちが生き生きと伸びやかに生活できる、権利侵害が起こらない要望をしっかりと全うできるような話合いを一員として進めたい。

会長 次の案件に進む。

報告(11)次期健康せたがやプランの策定及び策定に向けた調査の実施について、事務局から説明願う。

(世田谷保健所健康企画課長 資料11 次期健康せたがやプランの策定及び策定に向けた調査の実施について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

(なし)

会長 次の案件に進む。

報告(12)保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の令和3年度事業報告について、事務局から説明願う。

(保健医療福祉推進課長 資料12 保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の令和3年度事業報告について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

(なし)

会長 予定していた報告案件は以上である。

配付資料について事務局から説明願う。

保健福祉政策部次長 1点目、地域版地域ケア会議実施報告は、昨年度の各地域の実施状況をまとめている。今年度の全区版地域ケア会議では、昨年度に引き続き、8050問題をテーマとして取り組みたい。

2点目、保健福祉サービス苦情審査会活動報告は、令和3年度における活動状況をまとめている。

3点目、新型コロナウイルス感染症に対する取組みについて。

4点目、新型コロナワクチン住民接種の実施状況について。

5点目、「世田谷 認知症とともに生きる みんなでアクションガイド」の配布については、区では、世田谷区認知症とともに生きる希望計画を令和3年3月に策定し、その取組みとして、アクションガイドを策定した。

6点目、2022食品衛生月間「食とくらしの健康フェスタ」動画配信については、7月1日より1か月間はせたがや食品衛生月間であり、YouTubeにて食とくらしの健康フェスタを区公式チャンネルにて配信している。

会長 報告案件、資料について追加の意見があれば、事務局まで提出願いたい。その他

について事務局から説明願う。

保健福祉政策部次長 まず、次回審議会は令和4年11月16日水曜日を予定している。開催通知は改めて送る。

次に、審議会委員の任期についてお知らせする。本年9月30日で今期の審議会委員の任期は終了する。次回の審議会は11月16日を予定しているので、今期の委員による審議会は本日が最後となる。公募委員の2名は2年間の任期であるので、本日が最後となる。各委員に感謝申し上げる。なお、新任期の10月以降については、改めて各委員に依頼、相談する。次期の公募委員については、7月15日から公募を行っている。

会長 公募委員の2名の委員は本日が最後であるので、一言挨拶願う。

委員 3年間にわたり審議会に参加させていただき、感謝する。その間、コロナ禍もあり、事務局の方には大変な苦勞があったかと思う。円滑な運営にお礼申し上げます。

審議会のいろいろな場面で、世田谷区が保健福祉行政の分野で他の地域よりもかなり先を行く存在であると3年間でよく理解した。ぜひこの姿勢を今後も維持され、地域住民のためによりよい行政活動を行っていただきたい。

委員 2年間、誠に感謝する。たくさんのことを学ばせていただき、知識を増やすこともできた。これからこれを生かして、一区民として世田谷の地域福祉に関心を寄せ、私にできることに一つ一つ参画してやっていけたらと思う。

会長 2人の委員に感謝する。

以上で第82回世田谷区地域保健福祉審議会を閉会する。

午後8時48分閉会